

湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 8 月 25 日

湯河原町長

内藤 喜文

### 湯河原町規則第 26 号

湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則等  
の一部を改正する規則

(湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正)

第 1 条 湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年湯河原町規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(湯河原町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正)

第 2 条 湯河原町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則（平成 19 年湯河原町規則第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 号中「拘置されている場合」の次に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

(刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の一部改正)

第 3 条 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（令和 7 年湯河原町規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則及び湯河原町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

5 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 67 号）第 2 条の規定による改正前の刑法（明治 40 年法律第 45 号。以下この項において「旧刑法」という。）第 12 条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第 13 条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第 16 条に規定する拘留

（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第3項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する第1条の規定による改正後の湯河原町非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第7条の2第1号及び第3条の規定による改正後の湯河原町非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する規則第1条第1号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。